

次世代育成支援一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分発揮できるようにするために、次世代育成支援対策推進法に基づき、つぎのように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標（1） 妊娠、出産、子育てに関する諸制度の周知を徹底する。

<対策>

- ・妊娠、出産、子育てに関する諸制度の活用を促すために HP 等に掲載し、周知徹底を図る。
- ・社員またはその配偶者が妊娠・出産したことを把握した場合は、必要に応じて個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行うと共に、その利用のための適切なアドバイスを行う。

目標（2） 男性社員の育児休業への理解を深める。

<対策>

- ・男性社員も育児休業を取得できることの周知を行うことにより職場の理解を深める。

目標（3） 子育てのためのサービスを利用する際に要する費用援助を実施する。

<対策>

- ・社員に対し加入の福利厚生システムをより周知し、子育てのためのサービス利用を促進する。
- ・子育てのためのカフェテリアプランのメニューを充実させる。

目標（4） 時間外労働削減のための施策を講じる。

<対策>

- ・就労時刻の変更、振替休日制度の活用等により、時間外労働の削減を図る。
- ・長時間労働の弊害を認識させる等、時間外労働に対する意識の転換を図る。

目標（5） 就業体験機会等の提供により次世代育成の支援を行う。

<対策>

- ・大学生を対象にインターンシップによる就労体験機会を提供し、自己の職業適性及び将来の進路を考える機会を提供する。